

静岡県告示第 号

会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第3項に規定する報酬の基本額等（令和2年静岡県告示第268号）の一部を次のとおり改正したので、告示する。

令和3年3月30日

静岡県知事 川勝平太

改正前		改正後	
別表第2 (略)		別表第2 (略)	
職員の区分	報酬の基本額 (月額)	職員の区分	報酬の基本額 (月額)
語学指導等を行う 外国青年招致事業 により、静岡県に おいて国際交流活 動等を行う国際交 流員 (以下「国際 交流員」という。)	(略) 来日4年目、 <u>5</u> 年目及び6年目	語学指導等を行う 外国青年招致事業 により、静岡県に おいて国際交流活 動等を行う国際交 流員 (以下「国際 交流員」という。)	(略) 来日4年目 <u>以上</u>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。